

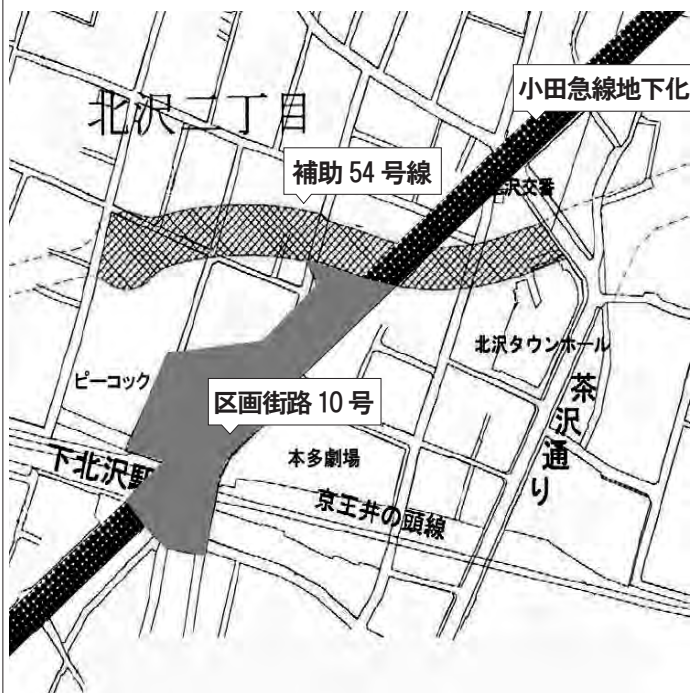
まもれシモキタ！通信

＊検証＊下北沢再開発①

連続立体交差事業の正体を暴け！

再開発はなぜ補助
54号線が必要か

左図を見ていただ
きたい。下北沢再開
発とは三つの事業、国主



導の連続立体交差事
業（小田急線地下化と
道路の新設）、東京都
の道路計画である補助
54号線、世田谷区に
よる区画街路10号線

（駅前広場）と地区計
画（建築規制の緩和）
が複合的に組み合わせ
られたものである。この
事業の基幹は国の連続
立体交差事業で、他の
二者はそれから派生し
たものだ。全体の事業
費は1258億円、連
立事業費中92.5%
が国の道路特定財源
（ガソリン税他）等で
賄われる。

この巨大プロジェク
トの中で、住民にとつ
て最も看過できないの
は、駅前商店街を環七
と同じ幅の道路が縦断
する補助54号線の急
浮上と、5400㎡も
の交通広場の区画街路
10号線の問題だ。な
ぜ行政はこの計画を強
行しようとするのか？

54号は道路特定財 源獲得の要件

これを考えていくと、
いずれも連続立体交差
事業と道路特定財源の
関係に行き着く。

国土交通省の概要に
よると、連続立体交差
事業によって、道路と
鉄道の連続立体交差
化（高架化・地下化）
を図り、都市交通の円
滑化ばかりでなく市街
地の再生や街作りの
推進を言う。その
して事業費の86%
が用いられ、その採択
基準には「鉄道と道路
を3ヶ所以上立体交差
させ、2ヶ所以上の踏
切を除去しなければな
らない」とある。「2ヶ
所の踏切」をなくし
て、「3ヶ所の立体交
差」ということは、新
たに道路を作れと言
うことである。

道路特定財源のカラ クリを許すな！

つまり下北沢再開
発においても、連続
立体交差事業として
道路特定財源を得る
には、新設道路として
の補助54号線計画が
必要だったのだ。また
5400㎡の駅前広場
だが、これについては
世田谷区は、補助金（道
路特定財源）をもら
うために5000㎡以上
の広さが必要と述べて
いる。何をか言わんや
である。

国、都、区はこの事
実を隠蔽し、裁判の中
でも常に三つの事業
の一体性を否定して
いる。従って私たち
は、この三つの事業の
カラクリを曝き、それ
を実証する作業が要求
されている。

次回さらには疑惑に
満ちた補助54号線の
問題を考えていきな
い。

まもれシモキタ！
行政訴訟の会

〒155-0031
世田谷区北沢 2-9-19
植松第一ビル 201
コモン法律事務所内

TEL: 03-5452-2015
FAX: 03-5452-2016
URL:

www.shimokita-action.net

目次

- 1 連続立体調査事業の正体を暴け
- 2 駅前マーケット立ち退き問題
- 2 第10回口頭弁論のお知らせ
- 2 サポーター募集

駅前マーケット立ち退き問題

世田谷区、
買収交渉に着手！

下北沢再開発問題は、今年三月の区議会にて区道認定を受け、駅前マーケット（駅前食品市場）の買収交渉が当面の問題になった。区の道路整備拠点課は該当する地権者、テナントを、個別にタウンホールに呼び出

し、今後の買収についての第一回目の説明を行った。

参加者の言によれば世田谷区は以下のように述べている。

- ①既に測量は終了した。
- ②二年以内（平成22年迄）に買収を終わらせたい。
- ③テナントへ代替の土地、店舗を用意する考えはない。

木下区議（無党派）
区議会で追及！

6月13日に行われた区議会一般質問において、木下泰之区議（無党派市民）はこの問題について、①下北沢地区小田急線連立事業の上部利用、②下北沢連立事業関連道路事業と立ち退き問題、の二点からなる質問を行った。

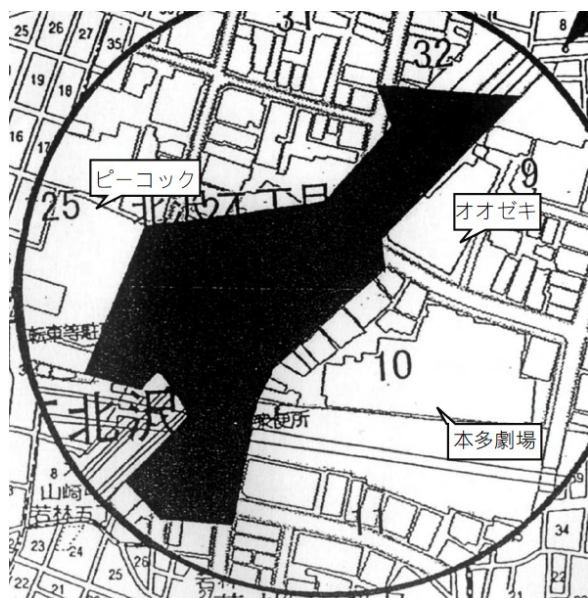
世田谷区は、①については無責任な答弁を重ねたが、②については土地

整備課長が「事業用地からの立ち退き問題については、金銭による補償が原則であるが、区所有の代替地も検討する」と答弁した。が、区に立ち退き者の再建のための商業施設政策はあるのかと木下氏の更なる追及については、区は施策を語ることもなく、「小田急電鉄の商業施設関連の利用計画は把握していない」と答えたのみであった。（質問の詳細は区報参照）

このような無責任答弁の繰り返し。これでは行政失格と言われても仕方がない。



▲現在の駅前マーケット



▲区画街路10号線（駅前ロータリー）

サポーター募集とカンパのお願い

「まもれシモキタ！行政訴訟の会」では、この訴訟をバックアップして下さるサポーターを募集しています。

サポーターの方々には1口5,000円／年（複数口歓迎）のご負担と支援をお願いしています。「まもれシモキタ！通信」をはじめ、勉強会・シンポジウムなどのイベント情報、裁判の進行状況や活動状況について郵送・メールにてお伝えします。★カンパのみの応援も大歓迎しています。

サポーター及びカンパにご協力頂ける方は、下記までご都合の良い方法でご一報下さい。

「まもれシモキタ！行政訴訟の会」サポーター担当：堀江照彦
TEL&FAX: 03-3467-6936 E-MAIL: HorieTeru@aol.com
住所：〒155-0031 世田谷区北沢 4-14-17

第10回 口頭弁論のお知らせ

日時：9月19日（金） 16:00～

場所：東京地方裁判所 103号大法廷

交通：東京メトロ丸の内線日比谷駅

千代田線 霞ヶ関駅 A1出口から徒歩1分

有楽町線 桜田門駅 5番出口から徒歩5分

大法廷を傍聴人で一杯にし、この訴訟への関心の高さを裁判官にアピールすることが重要です。皆様、是非ご参加下さい。法廷終了後に、弁護士会館で裁判の内容について弁護団から解説を受けるとともに、質疑応答・意見交換も行います。

裁判の経緯・過去の裁判資料はウェブで公開しています↓
<http://www.shimokita-action.net/archive/>